平成２７年（フ）第６６０号
大阪府高槻市富田町５丁目13番22号
債務者　入原　誠治
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６５号
大阪府吹田市豊津町43番25号
債務者　辰己　二郎
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６６号
大阪府吹田市豊津町43番25号
債務者　辰己　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１号
香川県高松市牟礼町牟礼140番地　県住２―404
債務者　六車　哲二
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８号
山梨県甲府市上石田２丁目30番29号
債務者　深沢惠美子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
山梨県南アルプス市藤田2256番地２　ハイツ大晋105号
債務者　中島　範秋
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１９号
堺市東区大美野163番地19　静ハイツ103号、申立時の住所堺市東区丈六102番地22
債務者　神　真佐絵
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
大阪府高石市千代田６丁目５番26号、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―６―411
債務者　山本　修二
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
大阪府藤井寺市大井４丁目13番41号　ハイツタケダ201号、住民票上の住所大阪府藤井寺市大井４丁目11番14号
債務者　櫻井　藍美
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
山口県宇部市大字西吉部3325番地２
債務者　藤井みどり
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第７号
茨城県日立市田尻町２丁目45番12―301号
債務者　檜山みどり
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５号
千葉県市原市西国分寺台１丁目14番地11　レジデンス時田103
債務者　滝口　和彦
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６号
千葉県市原市西国分寺台１丁目14番地11　レジデンス時田103
債務者　滝口　貴子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
千葉市若葉区小倉台２丁目７番７号　エスペランサ小倉台203号
債務者　粟野　俊光
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
千葉市若葉区金親町1002番地11
債務者　嘉久和由美子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
千葉県市原市古市場121番地
債務者　安藤　茂樹
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
千葉県市原市古市場121番地
債務者　アンドウ　マリア　モニカ　アスンシオン（ＡＮＤＯ　ＭＡＲＩＡ　ＭＯＮＩＣＡ　ＡＳＵＮＣＩＯＮ）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係